

目 次

I 諸 規 則

1	山形大学大学院規則（抄）	1
2	山形大学学位規程（抄）	17
3	山形大学大学院長期履修学生に関する規程（抄）	31
4	山形大学大学院理工学研究科長期履修学生に関する内規	35
5	山形大学大学院理工学研究科学位審査細則（抄）	38

I 諸規則

1 山形大学大学院規則（抄）

目次

第1章 総則(第1条・第1条の2)

第2章 標準修業年限(第2条・第3条)

第3章 入学，進学，休学，退学等(第4条—第11条)

第4章 教育方法等(第11条の2—第17条)

第5章 教育職員免許(第18条)

第6章 課程修了の要件及び学位の授与(第19条—第23条)

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生及び外国人留学生(第24条—第28条)

第8章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料(第29条)

第9章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施(第30条)

第10章 雑則(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は，国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第25条第3項の規定に基づき，山形大学大学院(以下「本大学院」という。)における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科の目的，課程・専攻及び収容定員は，次のとおりとする。

研究科	目的	課程・専攻	入学定員	収容定員
(省 略) 理工学研究 科	種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために，広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた，柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。	博士前期課程 理学専攻 物質化学工学専攻 バイオ化学工学専攻 応用生命システム工学専攻 情報科学専攻 電気電子工学専攻 機械システム工学専攻	 53 38 28 23 28 34 50	 106 76 56 46 56 68 100

		ものづくり技術経営学専攻	10	20
		小計	264	528
		博士後期課程		
		地球共生圏科学専攻	5	15
		物質化学工学専攻	3	9
		バイオ工学専攻	4	12
		電子情報工学専攻	4	12
		機械システム工学専攻	3	9
		ものづくり技術経営学専攻	2	6
		小計	21	63
		計	285	591
(省 略)				

備考 博士課程(医学系研究科医学専攻を除く。)は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

第2章 標準修業年限

(標準修業年限)

第2条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学系研究科看護学専攻及び先進的医科学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科の博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(在学期間の短縮)

第2条の2 第15条の規定により入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程及び博士前期課程又は博士課程(医学系研究科医学専攻に限る。以下同じ。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び博士前期課程又は博士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(長期履修学生)

第3条 学生が、職業を有している等の事情により前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する場合は、研究科長が許可する。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 入学，進学，休学，退学等

(入学等)

第4条 入学，進学，休学，退学等は，国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第26条に規定する研究科委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いた上で，学長が許可する。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は，毎年4月とする。

2 学年の途中においても，学期の区分に従い，入学させることがある。

(修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第6条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 大学に3年以上在学し，又は外国において学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得

したものと認めた者

(11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(12) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める免許状を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。

(博士後期課程の入学資格)

第7条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第19条第3項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格)

第8条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学科、歯学科又は修業年限が6年の課程の薬学科若しくは獣医学科を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により医学、歯学、薬学又は獣医学を専攻分野とする学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (8) 大学(医学、歯学又は修業年限が6年の課程の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学科、歯学科又は修業年限が6年の課程の薬学科若しくは獣医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの

(入学者選抜)

第9条 入学志願者については、選抜を行う。

2 入学者の選抜については、別に定めるところによる。

(博士後期課程への進学)

第9条の2 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

2 第13条の2に規定する博士課程5年一貫教育プログラムを選択している者で、博士前期課程に2年以上在学し、引き続き博士後期課程に進学する者については、選考の上、進学を許可する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が定めた要件を満たした者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(休学)

第10条 休学期間は通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を、医学系研究科医学専攻博士課程にあつては4年を超えることはできない。

(留学)

第11条 本大学院と協定を締結している外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願い出なければならない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

3 第1項に規定する外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 教育方法等

(教育課程)

第11条の2 本大学院(専門職学位課程を除く。次項並びに第12条及び第12条の2において同じ。)は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職学位課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

4 専門職学位課程は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

(教育方法)

第12条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若

しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第12条の2 本大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 専門職学位課程においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

4 専門職学位課程においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法等)

第13条 各研究科における授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、当該研究科において定める。

(博士課程5年一貫教育プログラム)

第13条の2 優秀な学生を高度な基盤力をもった博士リーダー人材へと導くため、博士前期課程から博士後期課程までの一貫した教育を行う特別な教育プログラムとして、博士課程5年一貫教育プログラムを履修させることができる。

2 博士課程5年一貫教育プログラムにおける授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、大学院基盤教育機構において定める。

(成績の評価)

第13条の3 一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。

3 各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

(他の大学院における履修等)

第14条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、他の大学院との協定に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第11条に規定する留学の場合に準用する。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、第22条第1項に規定する修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数及び第22条第2項の規定により免除する単位数と合わせて、第22条第1項に規定する修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第15条の2 本大学院において前2条により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の研究指導を受けようとする者は、研究科長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定による研究指導は、課程の修了の要件となる研究指導として認定することができる。

(教育方法の特例)

第17条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 教育職員免許

(教育職員免許)

第18条 教育職員の免許状を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科の専攻において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第6章 課程修了の要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第19条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第20条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から修士課程又は博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件)

第21条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第22条 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める授業科目について、45単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程において、教育上有益と認めるときは、入学する前の小学校等の教員としての実務経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する修了要件単位数を免除することがある。

(学位)

第23条 第19条から前条までの規定により課程修了の認定を得た者に、学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第24条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第25条 本大学院において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究の妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第26条 本大学院との協定による他の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、委員会の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生については、山形大学(以下「本学」という。)の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

3 第1項に規定する外国の大学院との交流協定に基づく留学生受入れに関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第27条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、あらかじめ他大学院との協議の上、研究科長が特別研究学生として許可する。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第28条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第29条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額は，国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず，科目等履修生及び研究生については検定料，入学料及び授業料を，特別聴講学生及び特別研究学生については授業料を，協定の定めるところにより，徴収しないことができる。

第9章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(連合大学院)

第30条 岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては，本学は，弘前大学及び岩手大学とともに協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は，弘前大学農学生命科学研究科及び地域共創科学研究科並びに岩手大学総合科学研究科の教員とともに，山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学農学部配置された教員がこれを担当するものとする。

第10章 雑則

(学部規則の準用)

第31条 この規則に定められていない事項については，山形大学学部規則を準用する。この場合において，「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と，「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は，昭和39年4月1日から施行する。

(省 略)

- 1 この規則は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 医学系研究科博士前期課程及び博士後期課程の生命環境医科学専攻並びに理工学研究科博士前期課程の数理科学専攻，物理学専攻，物質生命化学専攻，生物学専攻及び地球環境学専攻は，改正後の山形大学大学院規則(以下「規則」という。)第1条の2第2項の規定にかかわらず，平成29年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 前項の専攻において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は，規則第18条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 4 規則第1条の2第2項の規定にかかわらず，平成29年度から平成30年度までの医学系研究科及び理工学研究科博士前期課程の各専攻の収容定員は，次のとおりとする。

研究科・専攻	平成29年度収容定員	平成30年度収容定員
(省 略)		
理工学研究科		
博士前期課程		
数理科学専攻	11	0
物理学専攻	12	0
物質生命化学専攻	13	0
生物学専攻	9	0
地球環境学専攻	8	0
理学専攻	53	106
物質化学工学専攻	76	
バイオ化学工学専攻	56	
応用生命システム工学専攻	46	
情報科学専攻	56	／
電気電子工学専攻	68	
機械システム工学専攻	100	
ものづくり技術経営学専攻	20	
小計	528	528

附 則(平成31年1月11日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に博士課程教育リーディングプログラムを履修している者については、改正後の規則第9条の2及び第13条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成31年3月31日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の規則第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月18日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月19日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和2年度及び令和3年度の医学系研究科、有機材料システム研究科及び農学研究科の各専攻の収容定員並びに本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	令和2年度収容定員	令和3年度収容定員
医学系研究科		
医学専攻	104	104

博士前期課程		
看護学専攻	32	32
先進的医科学専攻	21	12
博士後期課程		
看護学専攻	9	9
先進的医科学専攻	22	17
計	188	174
有機材料システム研究科		
博士前期課程		
有機材料システム専攻	150	170
博士後期課程		
有機材料システム専攻	30	30
計	180	200
農学研究科		
修士課程		
生物生産学専攻	26	24
生物資源学専攻	30	28
生物環境学専攻	22	20
計	78	72
本大学院の収容定員	1, 129	1, 129

附 則(令和2年9月16日)

この規則は、令和2年9月16日から施行する。

附 則(令和2年11月18日)

この規則は、令和2年11月18日から施行、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年11月18日)

この規則は、令和2年11月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月16日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 社会文化システム研究科修士課程(文化システム専攻、社会システム専攻)、地域教育文化研究科修士課程(臨床心理学専攻、文化創造専攻)、理工学研究科博士前期課程(物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、応用生命システム工学専攻、情報科学専攻、電気電子工学専攻、ものづくり技術経営学専攻)及び農学研究科修士課程(生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻)は、改正後の規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の専攻において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、規則第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和3年度の社会文化創造研究科、社会文化システム研究科、地域教育文化研究科、理工学研究科及び農学研究科の各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	令和3年度収容定員
社会文化創造研究科	
修士課程	
社会文化創造専攻	24
計	24
社会文化システム研究科	
修士課程	
文化システム専攻	6
社会システム専攻	6
計	12
地域教育文化研究科	
修士課程	
臨床心理学専攻	6
文化創造専攻	8
計	14
理工学研究科	
博士前期課程	
理学専攻	106
化学・バイオ工学専攻	67
情報・エレクトロニクス専攻	62
建築・デザイン・マネジメント専攻	12
物質化学工学専攻	38
バイオ化学工学専攻	28
応用生命システム工学専攻	23
情報科学専攻	28
電気電子工学専攻	34
機械システム工学専攻	113
ものづくり技術経営学専攻	10
小計	521
博士後期課程	

地球共生圏科学専攻	15
物質化学工学専攻	9
バイオ工学専攻	12
電子情報工学専攻	12
機械システム工学専攻	9
ものづくり技術経営学専攻	6
小計	63
計	584
有機材料システム研究科	
博士前期課程	
有機材料システム専攻	183
博士後期課程	
有機材料システム専攻	30
計	213
農学研究科	
修士課程	
農学専攻	32
生物生産学専攻	12
生物資源学専攻	14
生物環境学専攻	10
計	68
合計	1,124

別表

研究科	専攻	免許状の種類	教科
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	中学校教諭	国語，社会，英語，音楽，保健体育，美術
		専修免許状	
		高等学校教諭	国語，地理歴史，公民，英語，音楽，保健体育，美術
		専修免許状	
理工学研究科	理学専攻	中学校教諭	数学，理科
		専修免許状	
		高等学校教諭	数学，理科
		専修免許状	
	化学・バイオ工学専攻	高等学校教諭	工業
		専修免許状	

	機械システム 工学専攻	専修免許状	工業
教育実践研究 科	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育， 保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術， 工芸，保健体育，保健，工業，家庭，英語
		特別支援学校教諭専 修免許状 (知的障害者に関す る教育の領域) (肢体不自由者に関 する教育の領域) (病弱者に関する教 育の領域)	

2 山形大学学位規程

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 学士の学位授与(第5条・第6条)

第3章 修士の学位授与(第7条—第16条)

第4章 博士の学位授与

第1節 課程による博士(第17条—第26条)

第2節 論文審査等による博士(第27条—第38条)

第5章 教職修士(専門職)の学位授与(第39条—第42条)

第6章 雑則(第43条—第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項、山形大学学部規則第39条第2項及び山形大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)第23条第2項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。
(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。
(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。
(学位の名称)

第4条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「山形大学」と付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第6条 学長は、卒業を認定した者に所定の学位記を交付して学士の学位を授与する。

第3章 修士の学位授与

(修士の学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士前期課程(以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

(修士に係る学位論文の提出)

第8条 修士の学位論文(大学院規則第19条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

以下同じ。)は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

2 前項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第9条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第10条 削除

(審査委員)

第11条 研究科長は、第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第12条 修士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終わった後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(特定審査)

第12条の2 特定審査は、博士前期課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第14条 研究科長は、大学院規則第19条の規定に基づき、修士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、修士課程の修了を認定しようとする者について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。

この場合において、当該研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

ない。

(学位の授与)

第16条 学長は、修士課程の修了を認定した者に所定の学位記を交付して修士の学位を授与する。

第4章 博士の学位授与

第1節 課程による博士

(博士の学位授与の要件)

第17条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

(課程による博士に係る学位論文の提出)

第18条 課程による博士の学位論文は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

2 前項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第19条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第20条 削除

(審査委員)

第21条 研究科長は、第18条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第22条 課程による博士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終った後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(審査委員の報告)

第23条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第24条 研究科長は、大学院規則第20条又は第21条の規定に基づき、博士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第25条 研究科長は、博士課程の修了を認定しようとする者について、学位論文の審査要旨及び最終試験の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。
この場合において、当該研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第26条 学長は、博士課程の修了を認定した者に所定の学位記を交付して博士の学位を授与する。

第2節 論文審査等による博士

(論文審査等による博士の学位)

第27条 第17条の規定によるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(論文による学位授与の申請)

第28条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書(別記様式1)に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、本学大学院博士課程(医学系研究科先進的医科学専攻及び看護学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科にあっては博士後期課程)に標準修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

- 3 第1項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 4 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

- 5 第1項の学位論文審査手数料の額は、山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第29条 前条の規定により受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても返付しない。

第30条 削除

(審査委員)

第31条 研究科長は、第28条第1項の申請を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び学力の確認を行うとともに、学長に学位申請書等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学力の確認)

第32条 第27条の規定により博士の学位の授与を申請した者に課す学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻学術及び外国語について、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合において、外国語については原則として2種類を課するものとする。

(学力確認の特例)

第33条 第27条の規定により博士の学位の授与を申請した者が、本学大学院の博士課程(医学系研究科先進的医科学専攻及び看護学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科にあっては博士後期課程)に所定の標準修業年限以上在学し所定の単位を修得した者であるときは、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第34条 第27条の規定による博士の学位論文の審査及び学位授与に係る学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第35条 審査委員は、学位論文の審査及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第36条 研究科長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第37条 研究科長は、学位論文の審査要旨及び学力の確認の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、当該研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第38条 学長は、学位論文の審査に合格し、かつ、学力が確認された者に所定の学位記を交付して博士の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

第5章 教職修士(専門職)の学位授与

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第39条 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(教育実践研究科委員会の意見聴取)

第40条 教育実践研究科長は、大学院規則第22条の規定に基づき、教職修士(専門職)の学位を授与すべきか否かについて、教育実践研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第41条 教育実践研究科長は、専門職学位課程の修了を認定しようとする者について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して教育実践研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、教育実践研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第42条 学長は、専門職学位課程の修了を認定した者に所定の学位記を交付して教職修士(専門職)の学位を授与する。

第6章 雑則

(学位授与の報告)

第43条 学長は、第26条及び第38条の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第44条 本学は、博士の学位を授与したときは、省令第8条の規定に基づき、学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第45条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に公表しているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により公表する場合には、「山形大学審査学位論文」又は「山形大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第46条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の意見を聴いた上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第47条 学位記の様式は、別記様式2のとおりとする。

(その他)

第48条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月21日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(省 略)

附 則(令和2年12月16日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、令和3年3月31日に社会文化システム研究科修士課程(文化システム専攻、社会システム専攻)、地域教育文化研究科修士課程(臨床心理学専攻、文化創造専攻)、理工学研究科博士前期課程(物質化学工学専攻、バイオ化学工学専攻、応用生命システム工学専攻、情報科学専攻、電気電子工学専攻、ものづくり技術経営学専攻)及び農学研究科修士課程(生物生産学専攻、生物資源学専攻、生物環境学専攻)に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

学士の学位

学部	学科	履修コース	学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士(文学)
		グローバル・スタディーズコース	学士(学術)
		総合法律コース	学士(法学)
		地域公共政策コース	学士(政策科学)
		経済・マネジメントコース	学士(経済学)
地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士(教育学)
		文化創生コース	学士(学術)
理学部	理学科		学士(理学)
医学部	医学科		学士(医学)
	看護学科		学士(看護学)
工学部	高分子・有機材料工学科		学士(工学)
	化学・バイオ工学科		
	情報・エレクトロニクス学		

	科		
	機械システム工学科		
	建築・デザイン学科		
	システム創成工学科		
農学部	食料生命環境学科		学士(農学)

修士の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	修士課程	修士(文学)
			修士(政策科学)
			修士(臨床心理学)
			修士(学術)
医学系研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士前期課程	修士(医科学)
理工学研究科	理学専攻	博士前期課程	修士(理学)
	化学・バイオ工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	情報・エレクトロニクス専攻		
	建築・デザイン・マネジメント専攻		
	機械システム工学専攻		
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士前期課程	修士(工学)
農学研究科	農学専攻	修士課程	修士(農学)

博士の学位(課程による博士)

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	医学専攻	博士課程	博士(医学)
	看護学専攻	博士後期課程	博士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士後期課程	博士(医科学)
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	博士後期課程	博士(理学)
			博士(工学)
			博士(学術)
	物質化学工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
	バイオ工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
	電子情報工学専攻		博士(学術)

	機械システム工学専攻		
	ものづくり技術経営学専攻		
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士後期課程	博士(工学)

博士の学位(論文審査等による博士)

研究科	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	博士(医学)
	博士(看護学)
	博士(医科学)
理工学研究科	博士(理学)
	博士(工学)
	博士(学術)
有機材料システム研究科	博士(工学)

教職修士(専門職)の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育実践研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1(第28条関係)

年 月 日

山形大学長 殿

本 籍
氏 名

学 位 申 請 書

貴学学位規程第28条第1項の規定により博士(〇〇)の学位を受けたいので、学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 論文目録
- 2 論文内容要旨
- 3 履歴書

別記様式2(第47条関係)

(第6条の規定により授与する学位記の様式)

〇〇第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学 を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

(第16条の規定により授与する学位記の様式)

〇修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を 修了したので修士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

○修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 （大 学 印）	

（第26条の規定（博士課程 5 年一貫教育プログラムを除く。）により授与する学位記の様式）

○博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 （大 学 印）	

(第26条の規定により博士課程 5 年一貫教育プログラムを修了した者に授与する学位記の様式)

○博甲第	号
学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程 を修了したので博士(○○)の学位を授与する (博士課程 5 年一貫教育プログラム「○○○○」 を修了)	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

(第38条の規定により授与する学位記の様式)

○博乙第	号
学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験 に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

(第42条の規定により授与する学位記の様式)

教専第	号
学位記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院教育実践研究科教職実践専攻の専門職 学位課程を修了したので教職修士（専門職）の学位 を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 （大 学 印）	

3 山形大学大学院長期履修学生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学大学院規則第3条の規定に基づき、長期にわたる教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、所属長の承諾を得た者
- (2) その他やむを得ない事情であると研究科長が認める者

(申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、別記様式1により、別に定める期間内に学長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科が行う審査を経て、学長が許可する。

2 審査は、申請書及び面談により行うものとする。

(長期履修の期間)

第5条 長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、山形大学大学院規則第2条第4項に規定する期間以内とする。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生が、許可された履修期間の変更を希望する場合は、別記様式2により、別に定める期間内に、学長に申請しなければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中1回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

(履修期間変更の許可)

第7条 前条の申請に対しては、第4条の規定を準用する。

(教育課程の編成)

第8条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、当該研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(長期履修学生となる時期等)

第9条 長期履修学生となる時期及び履修期間を変更する時期は、原則として学期の初めとする。

(授業料)

第10条 長期履修学生の授業料の年額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

2 長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、一般の学生と同様の授業料を適

用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか，長期履修学生に関し必要な事項は，学長が別に定める。

(省 略)

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

別記様式1(第3条関係)

長期履修学生申請書

年 月 日

山形大学長 殿

研究科

専攻

ふりがな
氏 名

印

下記のとおり、長期履修学生を希望したいので申請します。

記

受験番号(学生番号)			
入 学 年 月 日		修 了 予 定 年 月 日	修業予定年数
年 月 日入学		年 月 日修了	年 か月
現住所	〒 - Tel - -		
勤務先	勤務先名(職種等) 所在地 〒 - Tel - -		
申請理由 長期履修の必要性： 長期履修計画：			
指導教員の意見 指導教員氏名 印			

別記様式2(第6条関係)

長期履修期間変更申請書

年 月 日

山形大学長 殿

研究科

専攻

ふりがな
氏 名

印

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

学 生 番 号			
入学年月日	年 月 日 入学		
現在の修了	年 月 日 修了		
予定年月日	年 月 日 修了		
現在の履修期間	年 月 日 から (年 か月) 年 月 日 まで		
変更後の修了	年 月 日 修了		
予定年月日	年 月 日 修了		
変更後の履修期間	年 月 日 から (年 か月) 年 月 日 まで		
長期履修期間変更を必要とする理由：			
指導教員の意見			
指導教員氏名			
印			

○山形大学大学院理工学研究科長期履修学生に関する内規

(趣旨)

- 1 この内規は、山形大学大学院長期履修学生に関する規程に基づき、山形大学大学院理工学研究科における長期履修学生の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、所属長の承諾を得た者
- (2) その他やむを得ない事情であると研究科長が認める者

(申請手続)

- 3 長期履修学生を希望する者は、指導教員の承諾を得て、原則として学期の初めに長期履修学生申請書を研究科長に提出しなければならない。

(審査)

- 4 研究科長は、前項の申請書を受理したときは、教務委員会にその審査を付託する。
- 5 教務委員会は、申請書及び面談により審査し、その結果を研究科委員会に報告する。
- 6 研究科委員会は、前項の報告に基づき審査し、可否を決定する。

(長期履修の期間)

- 7 長期履修学生の履修期間は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

(履修期間の変更)

- 8 長期履修学生が、許可された履修期間の変更を希望する場合は、指導教員の承諾を得て、原則として学期の初めに長期履修期間変更申請書を研究科長に提出しなければならない。
- 9 前項の申請の審査に対しては、第4項から第6項までの規定を準用する。

(審査結果の通知)

- 10 研究科長は、審査結果を審査結果通知書(別記様式)により通知するものとする。

(履修方法)

- 11 長期履修学生は、現行の教育課程の範囲内で指導教員と履修計画について打合せの上、履修するものとする。

(その他)

- 12 この内規に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成17年3月8日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成22年7月20日から施行する。

別記様式

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

山形大学大学院理工学研究科

専攻

様

山形大学大学院理工学研究科長

申請のあった長期履修について、下記のとおり決定されましたので、お知らせします。

記

	入学年月日	修了予定年月日	修業予定年数
申請期間	年 月 日	年 月 日	年 か月

審査の結果、以上の申請を許可する。(不許可とする)

山 形 大 学 長

- 17. 2. 14 教務委員会米沢地区分科会了承
- 17. 3. 2 教務委員会了承
- 17. 3. 7 総務委員会了承
- 17. 3. 8 研究科委員会

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

山形大学大学院理工学研究科

専攻

様

山形大学大学院理工学研究科長

申請のあった長期履修期間の変更について、下記のとおり決定されましたので、お知らせします。

記

入学年月日	年 月 日 入学
現在の修了 予定年月日	年 月 日 修了
現在の 履修期間	年 月 日 から(年 か月) 年 月 日 まで
変更後の修了 予定年月日	年 月 日 修了
変更後の 履修期間	年 月 日 から(年 か月) 年 月 日 まで

審査の結果、以上の申請を許可する。(不許可とする)

山 形 大 学 長

5 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）及び山形大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、本学大学院理工学研究科の修士及び博士の学位審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 修士の学位

（学位論文の提出）

第2条 学位論文を提出できる者は、所定の提出日において、大学院規則第19条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

（特定審査）

第2条の2 大学院規則第13条の2に規定する博士課程5年一貫教育プログラムを履修している者は、学位論文審査及び最終試験に代えて、学位規程第12条の2に規定する特定審査を受けることができる。

2 特定審査に関し必要な事項は別に定める。

（学位論文の題目）

第3条 学位論文を提出しようとするときは、あらかじめその論文の題目及び研究内容について指導教員の承認を受けなければならない。

2 学位論文の題目は、所定の様式により論文提出の2か月前に、山形大学大学院理工学研究科博士前期課程山形地区委員会又は米沢地区委員会（以下「地区委員会」という。）の委員長に届け出なければならない。

3 学位論文の題目を変更しようとする場合の手続は、第1項に準ずるものとする。

（学位論文の審査申請）

第4条 学位論文の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、指導教員の承認を得た上、申請書に次に掲げる論文等を添付して地区委員会の委員長に提出しなければならない。

（1）学位論文（和文又は英文）（A4判、原本） 3部 このほか審査に必要な部数

（2）論文内容の要旨（所定の様式） 3部

2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。

（1）後期提出の場合 2月10日

（2）前期提出の場合 8月10日

3 前項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

（学位論文審査申請の通知）

第5条 地区委員会の委員長は、前条の申請書を受理したときは、専攻長にその旨を通知し、地区委員会に学位論文審査を付託するものとする。

(学位論文の審査委員の選出)

第6条 地区委員会は、提出された学位論文について、学位規程第11条に規定する修士論文に係る審査委員(以下「修士論文審査委員」という。)として、指導教員を含む3人以上の博士前期課程担当教員を選出するものとする。ただし、選出された修士論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、地区委員会の議を経て、新たに修士論文審査委員を選出することができる。

(審査委員主査の指名)

第7条 地区委員会の委員長は、地区委員会の議を経て、修士論文審査委員のうちから主査を指名する。なお、指名された主査が、やむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなった時は、改めて主査を指名する。

(学位論文公聴会)

第8条 専攻長は、提出された学位論文について公聴会を開催するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第9条 修士論文審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
- 3 修士論文審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。
- 4 学位論文の審査及び最終試験の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第10条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査委員の主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨を地区委員会に報告しなければならない。

(学位授与の判定)

第11条 地区委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決する。

第3章 課程修了による博士の学位

(論文計画の提出)

第12条 学位論文についての論文計画(以下「論文計画」という。)の審査を受けようとする者は、主指導教員に論文計画を提出するものとする。

- 2 論文計画の審査を受けることができる者は、後期課程に2年以上在学し、博士後期課程の履修基準に定める条件を満たした者でなければならない。ただし、在学期間に関し、大学院規則第20条ただし書を適用する者にあつては、この限りでない。

(論文計画審査委員の構成)

第13条 提出された論文計画の審査は、論文計画審査委員として指導教員グループが当たる。

- 2 前項の場合において、論文計画審査のため必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等(以

下「他教員等」という。)を加えることができる。

- 3 山形大学大学院理工学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、論文計画審査委員の中に他教員等を含むときは、その者の資格審査を行うものとする。

(論文計画の審査)

第14条 論文計画の審査は、申請する学位論文の構成及び内容について行う。

- 2 論文計画の審査は、次に掲げる期日までに、実施しなければならない。

- (1) 後期提出の場合 10月末日
- (2) 前期提出の場合 4月末日

- 3 論文計画の審査結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(論文計画審査結果の報告)

第15条 論文計画の審査が終了したときは、主指導教員は、論文計画審査結果報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文を提出できる者は、論文計画審査に合格した後、所定の提出日において、大学院規則第20条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(学位論文の題目)

第17条 学位論文を提出しようとするときは、あらかじめその論文の題目及び研究内容について指導教員グループの承認を受けなければならない。

- 2 学位論文の題目は、論文計画審査に合格した後、所定の様式により次に掲げる期日までに、研究科長に届け出なければならない。

- (1) 後期提出の場合 10月末日
- (2) 前期提出の場合 4月末日

- 3 学位論文の題目を変更しようとする場合の手続は、第1項に準ずるものとする。

(学位論文の審査申請)

第18条 申請者は、指導教員グループの承認を得た上、申請書に次に掲げる論文等を添付して山形大学大学院理工学研究科教務委員会(以下「教務委員会」という。)を経て研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文(和文又は英文)全文の電子データ

このほか審査に必要な部数

- (2) 論文目録(所定の様式) 5部
- (3) 論文内容の要旨(所定の様式) 5部
- (4) 履歴書(所定の様式) 1部
- (5) 共著者の同意書(所定の様式) 4部

(6) 論文目録に記載した論文の別刷又は投稿中の論文原稿の写し及びその掲載決定通知の写し(掲載決定していない場合は、投稿原稿の受付を証明するもの) 各1部

2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 後期提出の場合 12月20日

(2) 前期提出の場合 7月1日

3 前項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

(学位論文の審査申請の通知)

第19条 研究科長は、前条の申請書を受理したときは、主指導教員にその旨を通知し、研究科委員会に学位論文審査を付託するものとする。

(学位論文の審査委員の選出)

第20条 研究科委員会は、提出された学位論文について、学位規程第21条に規定する課程博士論文に係る審査委員(以下「課程博士論文審査委員」という。)として、博士後期課程担当教員3人以上を選出するものとする。ただし、選出された課程博士論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、研究科委員会の議を経て、新たに課程博士論文審査委員を選出することができる。

2 前項の場合において、論文審査のため必要があるときは、他教員等を加えることができる。

3 研究科委員会は、課程博士論文審査委員の中に他教員等を加えるときは、その者の資格審査を行うものとする。

(審査委員主査の指名)

第21条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、課程博士論文審査委員のうちから主査を指名する。なお、指名された主査が、やむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなったときは、改めて主査を指名する。

(学位論文公聴会)

第22条 課程博士論文審査委員の主査は、専攻長の承認の基に、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催し、その司会者となる。

2 申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行わなければならない。

3 主査は、学位論文公聴会の開催日等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに、全専攻及び関係者に掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。

4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第23条 課程博士論文審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について口頭又は筆答により行う。

3 課程博士論文審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。

4 学位論文の審査及び最終試験の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第24条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、課程博士論文審査委員の主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨(所定の様式)を研究科委員会に報告しなければならない。

(審査期間)

第25条 課程修了による博士の学位論文の審査は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

(学位授与の判定)

第26条 研究科委員会は、第24条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、投票によって議決する。

2 前項の議決をするときは、研究科委員会構成員(公務及び止むを得ない事情により出席できないものを除く。以下「構成員」という。)の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与の議決には、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第4章 論文提出による博士の学位

(学位論文の審査申請)

第27条 申請者は、本学の博士後期課程担当教員の紹介により、申請書に次に掲げる論文等を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 学位論文(和文又は英文)全文の電子データ

このほか審査に必要な部数

(2) 論文目録(所定の様式) 5部

(3) 論文内容の要旨(所定の様式) 5部

(4) 履歴書(所定の様式) 1部

(5) 共著者の同意書(所定の様式) 5部

(6) 学位論文審査手数料 57,000円

2 申請は、随時行うことができるものとする。

(論文の内容)

第28条 学位論文の内容は、印刷公表されたもの又は印刷公表予定の確実なものでなければならない。

2 提出した学位論文は、本学の博士課程修了予定者が提出する学位論文と同等以上のものであることが必要である。

(論文審査委員の選出)

第29条 研究科委員会は、提出された学位論文について、学位規程第31条に規定する論文博士学位論文に係る審査委員(以下「論文審査委員」という。)として、博士後期課程担当教員3人以上を選出するものとする。ただし、選出された論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、研究科委員会の議を経て、新たに論文審査委員を選出することができる。

2 前項の場合において、学位論文の審査のため必要があるときは、他教員等を加えることができる。

- 3 研究科委員会は、論文審査委員の中に他教員等を加えるときは、その者の資格審査を行うものとする。

(審査委員主査の指名)

第30条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、論文審査委員のうちから主査を指名する。なお、指名された主査がやむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなったときは、改めて主査を指名する。

(学位論文公聴会)

第31条 論文審査委員の主査は、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催し、その司会者となる。

- 2 申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行わなければならない。

- 3 主査は、学位論文公聴会の開催日等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに、全専攻及び関係者に掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。

- 4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学位論文の審査及び学力の確認)

第32条 論文審査委員は、学位論文の審査及び学力の確認を行う。

- 2 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語科目について、口頭又は筆答で行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、学力の確認は、論文審査委員が特別の事由があると認めるときは、研究科委員会の承認を得て、博士論文に関連のある専攻分野の科目のみについて行うことができる。

- 4 論文審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、学力の確認を行わないものとする。

- 5 学位論文の審査及び学力の確認の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学力の確認の特例)

第33条 第27条の規定により学位の授与を申請した者が、本学大学院博士後期課程3年以上在学し所定の単位を修得した者である場合には、学位規程第33条の規定により、前条の学力の確認を免除することができる。

(学位審査の特例)

第34条 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、退学した者(以下「単位修得退学者」という。)が退学時より3年以内に学位論文を提出した場合には、課程博士の学位論文審査と同様の審査を行う。

- 2 単位修得退学者が退学時より1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

(学位論文の審査及び学力の確認の結果報告)

第35条 学位論文の審査及び学力の確認が終了したときは、論文審査委員の主査は、学位論文の審査及

び学力確認の結果の要旨(所定の様式)を研究科委員会に報告しなければならない。

(審査期間)

第36条 論文提出による博士の学位論文の審査は、申請書を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(学位授与の判定)

第37条 研究科委員会は、第35条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、投票によって議決する。

2 前項の議決をするときは、構成員(公務及び止むを得ない事情により出席できないものを除く。)の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与の議決には、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(その他の事項)

第38条 その他必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この要項は、平成5年4月23日から施行する。

(省 略)

附 則(令和元年8月27日)

この細則は、令和元年10月1日から施行する。